

業務委託契約書（案）

名古屋市職員共済組合の令和 8 年度共済組合ニュース制作等業務について、委託者 名古屋市職員共済組合（以下「甲」という。）と受託者 ○○○○○○○○○（以下「乙」という。）との間に次の事項について契約を締結する。

（契約の目的）

第 1 条 甲は乙に対して共済組合ニュース制作等業務を委託し、乙はこれを受託するものとする。乙は、この契約書及び甲の提示した仕様書に従い当該業務进行处理するものとする。

（契約金額）

第 2 条 この契約に係る業務に要する費用は、共済組合ニュースの印刷製本頁数（発行数ではなく、原本となる冊子の頁数。以下同じ。）に基づき、4 頁 1 組当たりの単価を金○○○○○円（消費税及び地方消費税を除く。）と定め、上限を総数45組として概算契約し、契約金額は、金○○○○○円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金○○○○○円）とする。なお、「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法（昭和63年法律第 108 号）第28条第 1 項及び第29条並びに地方税法（昭和25年法律第 226 号）第72条の82及び第72条の83により算出したもので、契約金額に 110 分の10を乗じて得た金額である。

（契約期間）

第 3 条 契約締結日から令和 9 年 3 月31日まで

（当然履行義務）

第 4 条 乙は、この契約について、契約書及び仕様書に明示されていない事項であっても、履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い、乙の負担で施行しなければならない。

（業務の実施）

第 5 条 乙は、甲の定める発行計画に従って、受託した業務を実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第 6 条 乙は、甲の承認がなければ、この契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し、もしくは承継させ、またはその権利を担保に供することができない。

(再委託の禁止)

第7条 乙は、受託業務の実施を第三者に再委託し、または請け負わせてはならない。ただし、事前に書面で再委託する業務内容と再委託先その他甲の求める情報を提示して甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

(検査及び引渡し)

第8条 乙は、共済組合ニュースを納品したときは直ちに甲に報告し、甲の検査を受けなければならない。

2 共済組合ニュースは、前項の検査に合格したときをもって納品が完了する。

3 乙は、検査の結果不合格とされたときは、甲の指定する期日までに、乙の負担により完全なものにしなければならない。

(代金の請求)

第9条 乙は、前条の検査に合格した後でなければ、その代金を請求することはできない。

2 乙は、刊行号毎に区分して第2条に規定する4頁1組の単価に、実績の印刷製本頁数の4頁を1組とした組数を乗じて得た額に対し、消費税法等で定める消費税及び地方消費税の相当額（当該額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算し、請求するものとする。

(代金の支払い)

第10条 甲は、乙からの前条の規定による適法な請求書を受理した日から、30日以内にその代金を支払うものとする。

2 代金の支払方法は、乙の指定する金融機関口座への口座振替による。

(延滞金)

第11条 乙は、正当な理由なく債務の履行を遅延したときは、遅延日数に応じて第2条の契約金額から第8条第1項の検査に合格した受託業務に相応する代金を控除した額につき、契約締結の日における名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第33条第1項に定める割合を乗じて計算した金額を延滞金として甲に支払わなければならない。ただし、甲に発生した損害金額がその額を超える場合、甲はその差額を乙に請求できるものとする。

(契約不適合責任)

第12条 乙は、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものであるときは、甲に対して、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 前項に係る費用は、乙がすべて負担するものとする。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。それにより乙に損害が発生しても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 正当な理由がないのに契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。
- (3) 契約の履行に当たり、甲の指示に従わず、又は甲の職務の遂行に支障を生じさせたとき。
- (4) 乙が契約の相手方として必要な資格を欠いたとき。
- (5) この契約に定めた条項に違反したとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。それにより乙に損害が発生しても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) この契約の履行をすることができないことが明らかであるとき。
- (2) この契約の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 乙の債務の一部の履行が不能である場合、又は、乙がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (4) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がその債務を履行せず、甲が前項の催告をしても契約をした目的を達するに足る履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 乙から契約解除の申し出があり、甲がその事由を正当と認めたとき。
- (7) 乙の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この項において「暴力団」という。）の構成員、及び暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下この項において同じ。）であると認められるとき。
- (8) 暴力団員等が乙の経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (9) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員

等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下この項において同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(10) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(11) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(12) 乙の役員等又は使用人が、第7号から前号までのいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 前2項（前項第6号を除く。）の規程により契約を解除したときは、乙は契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る甲の解除権）

第14条 甲は、乙がこの契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、前条第1項第2号に規定する不正の行為とみなし、契約を解除することができる。この場合において、前条に規定する催告を要しないものとする。

(1) 乙が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条、第6条、第8条又は第19条の規定に違反（以下「独占禁止法違反」という。）するとして、独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は第62条第1項に規定する納付命令を受け、当該命令が確定したとき。

(2) 乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条第1号若しくは第2号若しくは第95条第1項第1号に規定する罪を犯し、刑に処せられた（刑の執行が猶予された場合を含む。以下同じ。）とき。

(3) 前2号に規定するもののほか、乙または乙の役員若しくは乙の使用人が、独占禁止法違反行為をし、又は刑法第96条の6若しくは第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。

2 乙が前項各号のいずれかに該当し、かつ、甲が契約を解除した場合においては、乙が履行保証保険契約を締結しているときはその保険金を取得し、その他のときは、契約金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として徴収するものとする。

（談合その他の不正行為に係る賠償額の予定）

第15条 乙がこの契約に関して前条第1項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、乙は契約金額に100分の20を乗じて得た額の賠償金に、契約金額の支払いが完了した日から賠償金の支払日までの日数に応じて契約締結の日における名古屋市契約規則第46条の2第1項の定める割合による利息を付して支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 前条第1項第1号及び第3号のうち、独占禁止法違反行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（一般指定）（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売の場合など甲に金銭的損害が生じない行為として、乙がこれを証明し、そのことを甲が認めるとき。

(2) 前条第1項第2号のうち、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第198条に規定する罪を犯し刑に処せられたとき、又は同項第3号のうち、刑法第198条の規定に該当する行為をしたことが明らかになったとき。ただし、乙又は乙の役員若しくは乙の使用人が刑法第96条の6の規定にも該当し、刑に処せられたとき（同項第3号については、刑法第96条の6の規定に該当する行為をしたことも明らかになったとき。）を除く。

2 前項に規定する場合において、乙が共同企業体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又はその構成員であった者に同項に規定する賠償金及び利息の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及びその構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合は、甲は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、この契約による履行が完了した後においても適用するものとする。

（乙の解除権）

第16条 乙は、甲がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を甲に請求することができる。

（破産管財人等による契約の解除）

第17条 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、乙は契約金額に100分の10を乗じて得た額を違約金として甲に支払わなければならない。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年

法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(相殺)

第18条 甲は、この契約において、乙から徴収すべき金額があるときは、その金額と乙に支払うべき契約代金又は契約保証金が納付されている場合は還付すべき契約保証金と相殺する。

(情報の適正な保護及び管理)

第19条 乙は、この契約による業務の遂行にあたり個人情報を取り扱う際には、仕様書別紙1「情報取扱注意項目」を遵守しなければならない。

(その他)

第20条 この契約書及び仕様書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、日本の法令、名古屋市職員共済組合の規程によるほか、甲乙協議して定めるものとする。ただし、協議が調わない場合は、甲の決定するところによる。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市職員共済組合
理事長 中田 英雄 印

乙

印